うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセット額を控除した額					
オフ・バランス項目					
うち、上記以外に該当するものの額					
CVAリスク相当額を8％で除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)					
連結自己資本比率					
連結自己資本比率　((ハ)/(ニ))	%	%			

（記載上の注意）

1．「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号に規定する連結自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則（次項において「新規則」という。）別紙様式は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3　新規則別紙様式第九号から別紙様式第十号の二までの国内基準に係る自己資本比率の項目については、平成二十六年三月三十一日前に終了した事業年度に係るものについては記載することを要しない。

○内閣府令・農林水産省令第四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

1　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、地域農畜産物利用促進事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域において、耕作又は養畜の業務を営む者が、多数人に対して地域の農畜産物を材料として調理して提供する施設を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号。以下「農振法」という。）第八条第四項に規定する農用地利用計画において農振法第三条第四号に掲げる土地としてその用途が指定された土地に設置することにより、地域の農畜産物の利用を促進する事業をいう。次項において同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、次に掲げる要件の全てを満たす施設は、農振法第三条第四号の農林水産省令で定める農業用施設とみなす。

一　当該区域計画に定められた次項の区域内にあること。

二　多数人に対して、自己の生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される農業振興地域（農振法第六条第一項に規定する農業振興地域をいう。）内において生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供するものであること。

三　耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理するものであること。

2　前項の区域計画には、法第八条第二項第四号に掲げる事項として、地域農畜産物利用促進事業を実施する区域を定めるものとする。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○内閣府・農林水産省令第五号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号第1の15を次のように改める。